

## 平成28年黒石市教育委員会第1回定例会会議録

日時及び場所 平成28年1月25日(月)午後1時30分 黒石市産業会館4階 大会議室

会議出席委員 委員長 村上良子  
1番 阿保淳士(教育長)  
2番 津軽承公  
3番 千葉小夜子  
4番 駒井順一

会議欠席委員 なし

### 説明のために出席した者の職氏名

教育部長 玉田純一  
指導課長 齋藤有  
学校教育課長 藤田克文  
社会教育課長 駒井昭雄  
文化スポーツ課長 成田秀範  
学校教育課長補佐 西塚啓  
学校教育課主幹 中田智子(書記)

### 会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第1号 平成28年度黒石市教育施策の方針について
- 第6 議案第2号 平成28年度黒石市学校教育指導の方針と重点について
- 第7 議案第3号 黒石市国重要文化財に関する維持管理費等補助金交付要綱の廃止について
- 第8 議案第4号 黒石市立小・中学校適正配置の方針の一部変更について
- 第9 議案第5号 黒石中学校・六郷中学校・東英中学校統合実施計画について
- 第10 議案第6号 平成27年度黒石市高校生ボランティア活動賞受賞者の決定について
- 第11 議案第7号 平成27年度黒石市文化功労賞等受賞者の決定について
- 第12 議案第8号 平成27年度黒石市スポーツ賞等受賞者の決定について

### 会議の顛末

開会宣告(午後1時30分)

#### 第1 会議録の承認

平成27年黒石市教育委員会第12回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

## 第2 会期の決定

会期については、平成28年1月25日の1日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

## 第3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「村上良子委員長」と「津軽承公委員」を指名する。

## 第4 教育長等の報告

### 1 黒石市長が定めた教育に関する告示の報告について

#### 黒石市国指定文化財に関する管理事業費補助金交付要綱

(平成28年1月5日黒石市告示第2号／文化スポーツ課)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定を受けた重要文化財及び同法第109条第1項の規定により指定を受けた名勝（以下これらを「国指定文化財」という。）の所有者が行う当該国指定文化財の管理事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者 国指定文化財の所有者、管理者、保存団体その他市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 管理事業 国指定文化財の建物又は庭園の維持管理に関し、市長が適当と認めたものをいう。

#### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1の左欄に掲げる事業とする。

#### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2の左欄に掲げる維持管理の区分に応じ同表の右欄に掲げる内容に要する経費とする。

#### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ同表の右欄に掲げる額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

#### (交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、黒石市国指定文化財管理事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助事業を実施しようとする対象を示す図面又は写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をする。

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付する。

- (1) 補助事業の内容及び経費の配分を変更する場合は、黒石市国指定文化財管理事業変更承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、黒石市国指定文化財管理事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的のため必要があるときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、黒石市国指定文化財管理事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受け取った日から20日以内に書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付を決定した後において、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めたときは、黒石市国指定文化財管理事業費補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第7号）により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を他に流用したとき。
- (3) 事業が著しく減少したとき。
- (4) その他不正があったとき。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）

は、黒石市国指定文化財管理事業費補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて事業完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 補助事業が完了したことを証する図面又は写真
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、黒石市国指定文化財管理事業費補助金確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者が補助金を請求しようとするときは、黒石市国指定文化財管理事業費補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### 別表第1

補 助 事 業	補 助 金 の 額
高橋家住宅指定文化財管理事業	補助対象経費の合計額から国、県及びそれらに類する団体からの補助金の額を減じて得た額の2分の1に相当する額又は90,000円のいずれか少ない方の額
金平成園（澤成園）指定文化財管理事業	補助対象経費の合計額から国、県及びそれらに類する団体からの補助金の額を減じて得た額の3分の1に相当する額又は1,000,000円のいずれか少ない方の額

#### 別表第2

維持管理の区分	内 容
庭 園	(1) 除草、清掃 (2) 剪定、整姿、刈込 (3) 防虫（駆虫）剤散布、施肥 (4) 護岸の小修理 (5) 雪吊り、樹木用支柱の設置、取替え小修理 (6) 雪囲いの設置及び撤去 (7) 灌木、灌木設備の小修理 (8) その他特に必要と認める処置
建 物	(1) 雪囲いの設置及び撤去 (2) 雪下ろし (3) 自動火災報知設備の保守点検、機器材の取替及び小修理 (4) その他特に必要と認める処置

<以下 様式 略>

日程第9から日程第12は意思形成過程情報のため秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

#### 第5 議案第1号 平成28年度黒石市教育施策の方針について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく、黒石市ボランティア活動賞1名の受賞を可決する。

#### 第6 議案第2号 平成28年度黒石市学校教育指導の方針と重点について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

駒井委員 くろいし型授業スタイルというのは何か定義がありますか。

指導課長 新たにつくりました黒石に合わせての授業スタイル。例えば、くろいしの「く」はクラス全員参加型の学び合い、「ろ」は論理的思考を支える板書とノート指導、「い」はインパクトのあるコンパクトな導入、「し」はしっかり振り返りということで資料をつくりました。この資料せっかくつくりましたので、それをそのまま重点の方に活かしていけばいいのかなということで提案しました。

津軽委員 国でも道徳教科化ということで、道徳について非常にクローズアップされていると思うのです。小・中学校では道徳教育というのがありますが、幼稚園の方では、道徳という言葉がどこにも出てこないように感じられまして、やはり道徳というのは、三つ子の魂百までもじゃないですが、やってはいけないこととか、良いこととか、様々な場面で体験していくものだと思いますが、幼稚園の重点項目に道徳が出てこないのが非常に残念だと言いますか、今年1年しかございませんが、道徳性のめばえということを、何らかの教育の指導というのがあってもよかったのではないかと思った次第でございました。

指導課長 おっしゃる通り、やはり小さいうちから、道徳性を身につけさせることはとても大事なことであると考えます。確かに道徳という言葉は出てはいないのですが、やはり幼稚園に対して使うのは遊びを通して学ぶというか、様々な遊びを通して、子供達が友達と話したり色々試行錯誤したり、その中で決まりを作ったりなどということが、豊かな心の育成に続くのかなと考えております。したがって、幼稚園では、保育のところの、主体的な遊びを通して心身の発達の基礎となる豊かな体験、豊かな学びを積み重ねることができるところにそれらを網羅して考えました。それで理解していただければと思います。

千葉委員 今のお話しで言葉の問題なのですが、「通して」という言葉が重点の中に多々出てきますが、この道徳の関連のところでは、教育活動全体を通じてという言葉になっています。

「通して」と「通じて」に違いがあるならばそのところご説明いただければと思います。

指導課長 「通じて」も「通して」も同じように考えています。

以上、全員異議なく、原案を可決する。

第7 議案第3号 黒石市国重要文化財に関する維持管理費等補助金交付要綱の廃止について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく、原案を可決する。

第8 議案第4号 黒石市立小・中学校適正配置の方針の一部変更について

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入り、全員異議なく、原案を可決する。

公開審議を終了し、秘密会に移る。

公開審議終了（午後2時5分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号）第18条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成27年黒石市教育委員会規則第3号。以下「整備規則」という。）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備規則第5条の規定による改正前の黒石市教育委員会会議規則（以下「旧規則」という。）第21条の規定に基づき作成した平成28年黒石市教育委員会第1回定例会の会議録について、旧規則第22条の規定による承認を受けたので、旧規則第23条の規定に基づき、ここに署名する。

平成28年2月25日

黒石市教育委員長 （村上良子）

黒石市教育委員 （津軽承公）